

# 決 定 書

異議申出人 (略)

異議申出人から令和8年2月24日付けで提起された同月8日執行の大阪府知事選挙(以下「本件選挙」という。)の効力に関する異議の申出(以下「本件申出」という。)について、大阪府選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申出を棄却する。

## 異議の申出の要旨

異議申出人は、本件選挙の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議の申出をしたものである。

その理由等及び口頭意見陳述を要約すれば、次のとおりである。

- 1、本件選挙において選管による周知不足および環境不備によって有権者が正しい情報を得られず、投票行動が阻害された結果、無効票が416,783票に達した。
  - (1) 本件選挙は、吉村洋文大阪府知事(以下「府知事」という。)の辞職から告示まで極端な短期日程で実施された結果、資材不足により大阪市内の公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)が本来の3分の1に減少し、本件選挙のポスター掲示場が告示日に間に合わない事態が大阪府内の各市区町村選挙管理委員会(以下「各市町村委員会」という。)の複数で生じた。これは公選法第144条の2等が定めるポスター掲示場設置義務違反であり、選管自らが「選挙運動の自由」と「公正な選挙環境の保持」という公選法上の義務を放棄したものである。

また、ポスター掲示場が告示日に設置されていなかったために、候補者は物理的に選挙運動の基盤を奪われ、被選挙権を侵害された。

ポスター掲示場が適切に設置され十分な準備期間が確保されていれば、各候補者は有権者への認知活動を公選法が想定する形で行うことができ、無効票の一部は有効な得票として分散していた可能性が高い。
  - (2) 本件選挙の告示日は府知事が辞職の意向を示した令和8年1月13日のわずか9日後の同月22日であり、被選挙権の行使における「機会の平等」を著しく損ない、立候補に必要な物理的準備に要する標準的な期間を行政側の判断で著しく下回る設定にしたことは、立候補の自由を奪う行政上の瑕疵である。

自由民主党・立憲民主党・公明党・日本共産党の主要4党でさえ準備が間に合わないと判断するほどの日程設定は、有権者にとっての「多様な選択肢を享受する権利」を奪った。また立候補者数3名は過去の大阪府知事選及び他府県知事選と比較して著しく少なく、行政が設定した不適切な超短期日程が、被選挙権を形骸化させ「実質的な立候補制限」を加えた。
- 2、本件選挙において大量の白票が生じているが、令和7年7月20日執行参議院議員通常選挙における東京都大田区で報じられた白票の水増しや高知県高知市で報じられた投票用紙の集計漏れ、平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙における滋賀県甲賀市で報じられ

た投票用紙の焼却のような事態が本件選挙の開票過程で起きている可能性がある。

3、本件選挙の投票区のうち、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区により区分けすると大阪第5区に当たる大阪市淀川区、同東淀川区、同西淀川区及び同此花区（以下、まとめて「大阪5区」という。）を調査したところ、選挙を無効とすべき事実が判明した。

(1) 本件選挙において、大阪市淀川区選挙管理委員会（以下「淀川区委員会」という。）は、期日前投票所において期日前投票期間中同一の投票箱を使い続けながら、毎日「投票所→選管→翌朝投票所」と往復させる運用を行っており、この運用につき合理的な理由の説明がない。加えて、一の鍵及び他の鍵は、投票初日に封筒に封印し、開票まで選管で保管していたが、投函口を開ければ箱本体を解錠せずとも内部の投票用紙に手が届く可能性があるにもかかわらず、投函口鍵は、毎日票入りの箱と一緒に移動させていた。加えて、2月8日の開票まで最長16日間にわたり、票入りの投票箱、一の鍵、他の鍵、投函口鍵及び投票録のすべてが同一管理下に置かれていた。したがって、期日前投票期間中毎日の運搬により、物理的アクセスの機会が繰り返し生じた。

また、期日前投票期間中について、期日前投票箱の投票箱受領・施錠点検書はあるものの、期日前送致における受領・点検を証明するものでは無く、書式にも点検者（開票管理者等）の署名欄も立会人の署名又は押印欄も存在せず、期日前投票箱の履歴を書面上反映する構造になっていない。加えて、期日前投票期間中行っていた送致の手順・責任者・記録方法・セキュリティ要件を定めた仕様書、受領・開封記録・施錠点検書、封印記録、管理台帳、引継記録、事故異常報告書、防犯カメラ映像、投票箱のシリアル番号、16日間の期日前送致に係る受領・点検・封印・管理・引継ぎ・異常報告の記録（以下「仕様書等の記録」という。）及び保管場所に防犯カメラが存在しない。これらの事実は、票の抜き取り・差し替え・水増し等の不正行為が発生したか否かを記録の上から確認する手段が存在しないことを意味する。

(2) 投票箱の送致において、大阪5区のうち大阪市此花区選挙管理委員会は、契約書上投票箱の運搬について記載されていないことから、投票箱の搬送自体を文書化する独立の記録が存在せず、淀川区委員会は投票箱運搬に際し「単価契約」という契約形態を採用しており、履行数量が事後確定される構造となっている。これらの事実は、本件選挙における投票箱の管理水準が区ごとに一貫していないことを示す。同一の選挙において、同一の大阪市の指揮下にある区の間で投票箱の搬送管理が大きく異なる水準で行われていた事実は、選挙の公正の確保が区単位の裁量にゆだねられる構造的問題の存在を示している。

(3) 淀川区委員会は、送致目録上「他のかぎ2個入×5袋」と記載しているが、正しくは「他のかぎ1個入5袋」と「投函口のかぎ1個入5袋」であり、期日前投票録の部数も、送致目録には58部と記載されていたが、実際には47部であった。

また、大阪市東淀川区選挙管理委員会（以下「東淀川区委員会」という。）が作成した投票録を検算した結果、本件選挙と同日に執行された他の選挙の投票録において算術エラーが確認された。加えて、取り消し線による訂正痕跡が確認されており、事後的な改変の可能性を排除できないことから、大阪市淀川区及び同東淀川区を含む本件選挙の全ての送致目録及び投票録を再度点検すべきである。

なお、異議申出人のその他の主張は、いずれも本件選挙に関するものではないことが明らかであり、審理の対象から除外した。

## 決 定 の 理 由

異議申出人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和 27 年 12 月 4 日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和 29 年 9 月 24 日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

#### 1 ポスター掲示場が適切に設置されなかったとの主張について

- (1) 異議申出人は、大阪市内のポスター掲示場数が減少したことや各市町村委員会でポスター掲示場の設置が遅延したことが選管の公選法上の義務を放棄したものであり、候補者は物理的に選挙運動の基盤を奪われ、被選挙権を侵害された旨主張する。
- (2) 公選法第 144 条の 2 の規定により、市町村の選挙管理委員会はポスター掲示場を公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）第 111 条第 1 項により算定した総数設けなければならないところ、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

本件選挙において、令和 8 年 1 月 19 日に大阪市各区選挙管理委員会から当委員会に対しポスター掲示場の総数の減数について協議があり、同月 21 日に当委員会はやむを得ないものとしてこれらに同意した。当該手続が公選法及び施行令に基づくものであることは、当委員会にとって顕著な事実である。したがって、当該手続に瑕疵はなく、大阪市各区選挙管理委員会が大阪市内のポスター掲示場数を減少させたことは、選挙の規定に違反するものではない。

- (3) また、公選法第 144 条の 2 第 5 項及び選挙関係事務執行規程（昭和 38 年 1 月 18 日大阪府選挙管理委員会規程第 2 号。）第 22 条第 1 項により、大阪府知事選挙においては、市町村の選挙管理委員会がポスター掲示場を設置すべきこと及び公職の候補者はポスター掲示場に当該選挙の期日の告示日以降に選挙運動用ポスターを掲示できることが定められているものの、市町村の選挙管理委員会がポスター掲示場の設置を完了すべき期日の定めはない。加えて、公選法第 129 条及び第 143 条第 3 項の規定により、公職の候補者等は、選挙期日の前日まで、ポスター掲示場にのみ選挙運動用ポスターを掲示できる。

本件選挙において、当委員会が調査した結果、各市町村委員会は、遅くとも令和 8 年 2 月 5 日までにポスター掲示場の設置を完了させたことが認められる。なお、本件選挙において、候補者は同月 7 日まで選挙運動用ポスターをポスター掲示場に設置できる。

各市町村委員会が、候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる期間内にポスター掲示場を設置し終えている以上、本件選挙における各市町村委員会のポスター掲示場の設置について、選挙の規定に違反する点は認められない。また、告示日時点でポスター掲示場が設置されていないために、選挙運動用ポスターを掲示できなかった区域があったことは、本件選挙に立候補した候補者の全てに等しく影響を及ぼす事柄であり、このことによって、選挙結果に影響を及ぼすような得票数の異動が生じたとは言えない。したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれは認められない。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張は理由がない。

## 2 選挙日程について

- (1) 異議申出人は、当委員会が本件選挙における日程設定により、被選挙権の行使を阻害した旨主張する。
- (2) 公選法第34条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、地方公共団体の長の同法第114条の規定による選挙を、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行うこととされている。このとき、当該期間内において選挙の期日を定めることは、選挙管理委員会の自由裁量に属するとされている。
- (3) 当委員会は、令和8年1月16日に、投票率の向上が見込めること、選挙執行に要する経費の抑制にもつながること及び投票所や開票所として使用する施設の利用も一回で済み地域住民に及ぼす支障が最小限となるというメリットと、準備期間が極めて短いことに伴う選挙執行上のデメリットとを総合的に勘案し、本件選挙の期日を「令和8年2月8日(日)ただし、衆議院議員総選挙の期日が令和8年2月8日(日)となる場合」と定めることにより、本件選挙を第51回衆議院議員総選挙と同日に実施することを決定した。この手続に瑕疵はなく、選挙の規定に違反する点は認められない。なお、同月23日に衆議院が解散し、同日に第51回衆議院議員総選挙の期日が同年2月8日とされたことは、顕著な事実である。

異議申出人は、当委員会が定めた選挙期日が立候補の準備に必要な標準的な期間を下回る旨主張するが、具体性を欠くため、採用できない。

また、異議申出人は、当委員会の選挙の期日の定めにより自由民主党・立憲民主党・公明党・日本共産党が準備できなかつたと主張する。本件選挙において、政党その他の政治団体として立候補届出書に所属党派として記載され所属党派証明書を提出した団体は、日本維新の会及び無所属連合のみであることは顕著な事実である。しかし、異議申出人は報道機関の報道を指摘するにとどまり、当委員会の選挙の期日の定めが、日本維新の会及び無所属連合以外の政党その他の政治団体にどのような影響を及ぼし、どのように選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められないことから、異議申出人の主張は採用できない。

加えて、異議申出人は、本件選挙における立候補者数が過去の大阪府知事選挙や他府県知事選挙に比して少ない旨主張する。しかし、本件選挙における候補者数は3名であるところ、当該候補者数の多寡を計る基準につき異議申出人において何ら主張がなく、大阪府知事選挙については、昭和22年4月5日執行分から本件選挙までの過去22回のうち、立候補者が3名以下であったことが11回あることに鑑みると、社会通念上候補者数3名が少なくと言えず、またこのことによりどのように選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められないことから、異議申出人の主張は採用できない。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張は理由がない。

## 3 開票手続の疑義について

- (1) 異議申出人は、白票の水増し等の開票手続における違法が存在したおそれがある旨主張している。
- (2) 公選法上、開票結果の適正さは、①開票管理者が、仮投票の受理不受理の決定(公選法第66条第1項)、票の点検(公選法第66条第2項)、投票の効力の決定(公選法第67

条)、開票録の作成(公選法第70条)等の開票事務を行うこと、②開票立会人が開票作業に立ち会い、開票管理者が行う投票の効力の判定に際して意見陳述し(公選法第67条)、開票録への署名を行うこと(公選法第70条)、③選挙人は開票所の参観を求めることが可能となっており(公選法第69条)、開票作業は報道関係者や一般の参観人による監視の中で行われていること、によって担保されている。

(3) 本件選挙において、当委員会は、令和8年1月21日付け大選管第2186号「第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査並びに大阪府知事選挙の管理執行について(通知)」(以下「本件通知」という。)により、開票事務を担う各市町村委員会に対し、事務処理要領第4集 開票(以下「開票要領」という。)に基づいて開票手続を執行するよう通知している。そして、当委員会は開票要領により、①開票管理者は、投票の点検の前に仮投票を受領するかどうかを決定すること、投票の点検事務を処理すること、投票の効力を決定すること、②開票立会人は、開票事務に立ち会うこと、投票の効力について開票管理者に対し意見を述べること、③開票所は、参観人席から開票の様子が見やすいよう工夫して配置すべきことを定めている。そして、本件選挙の全ての開票録に、開票管理者及び開票立会人の署名がなされていることに鑑みると、本件選挙の全ての開票所において、開票手続は開票要領に従って行われたことがうかがえる。加えて、異議申出人から、各市町村委員会が開票要領に従わずに開票手続を行った具体的な事実が主張されていない以上、本件選挙において開票結果に瑕疵があることを疑うべき事情は見当たらない。

なお、異議申出人が指摘する事案は、いずれも本件選挙と何ら関連しないものであり、大阪府内のいずれの開票所において、実際にどのような不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められないことから、異議申出人の主張は採用できない。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

#### 4 大阪5区に係る主張について

(1) 異議申出人は、淀川区委員会が、期日前投票所において閉鎖した投票箱を別室に移動させたことが違法である旨主張する。

施行令第49条の7により読み替える第44条の規定により、期日前投票所において、投票箱のふたを閉じた後は、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、投票所の外に持ち出すことができるとされる。このとき、持ち出した投票箱については、各市町村の選挙管理委員会の判断により、選挙の公正が害されることのないような保管方法をとるべきであるとされる。そして、施行令第49条の7により読み替えられる第43条の規定により、期日前投票所においては、投票箱は閉鎖する際は、投票箱の一の鍵は投票管理者が指定した投票立会人が封印し、他の鍵は投票管理者が封印しなければならない。封印後のそれぞれの鍵は、保管についての定めが公選法上ないことから、事実上、投票管理者及び投票立会人の管理のもと、市町村の選挙管理委員会において保管するものとされる。

本件選挙において、当委員会は本件通知により、期日前投票事務を担う各市町村委員会に対し、事務処理要領第3集 期日前投票所・不在者投票(以下「期日前要領」という。)に基づいて期日前投票手続を執行するよう通知している。そして、当委員会は期日前要領により、投票箱の鍵については、不正に使用されないよう、一の鍵は投票管理者の指定した投票立会人が、他の鍵は投票管理者が封印をしなければならないこと、封印した鍵については、投票管理者及び投票立会人の管理のもと、選挙管理委員会事務局の職員が保管すること、投票箱を期日前投票所外に持ち出した後の保管方法について、選

挙の公正が害されることのないよう庁舎等の実態にあわせて最善の保管方法を工夫しなければならないことを定めている。また、異議申出人提出の大阪市淀川区期日前投票所の送致目録によれば、令和8年1月23日から同年2月7日までの各日において、大阪市淀川区期日前投票所投票管理者から、淀川区委員会委員長あてに投票箱が送致されたこと、それぞれの送致目録において投票管理者の署名及び押印がなされていることが認められ、異議申出人提出の淀川区委員会からの情報開示に係る回答書によれば、期日前投票所の投票箱の一の鍵及び他の鍵については、各選挙の投票開始日に施錠したのち、期日前投票所の投票管理者と投票立会人2名により封印され、開票まで淀川区委員会において保管したこと、期日前投票所において投票箱の投函口の蓋を各日の期日前投票終了後に南京錠によって施錠したこと、当該南京錠の鍵（以下「投函口の鍵」という。）は、期日前投票終了後に施錠したのち封筒に入れ、期日前投票所の投票管理者と投票立会人2名により封印し淀川区委員会が保管し、翌日の期日前投票開始時に、当日の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人により、開封及び投票箱投函口の蓋を開錠したことが認められる。加えて、当委員会の質問に対し、淀川区委員会は、本件選挙において期日前要領に従い事務を行ったこと、期日前投票所閉鎖後に蓋を閉じた投票箱を、保管のため投票所外に移動させたこと、投票箱の移動履歴を残すため送致目録に準じた同名の書類を作成したこと、移動後の投票箱を鍵と電子錠による二重ロックが可能な部屋において保管したことを回答した。

本件選挙において、淀川区委員会は、令和8年1月23日から同年2月6日の間、投票管理者の判断のもと、投票箱を期日前投票所外に移動したことが認められる一方、移動後の投票箱の保管方法に選挙の公正を害するような事情が認められないことから、施行令第49条の7により読み替える第44条の規定に違反する点は認められない。また、大阪市淀川区の期日前投票所において、一の鍵及び他の鍵が投票管理者及び投票立会人により封印され、淀川区委員会が保管し開票まで封印が維持されたことが認められることから、施行令第49条の7により読み替える第43条の規定に違反する点は認められない。

異議申出人は、一の鍵、他の鍵及び投函口の鍵が、期日前投票期間中に投票箱と同一の淀川区委員会の管理下にあることが不適正である旨主張する。しかし、期日前投票期間中、投票箱、一の鍵、他の鍵及び投函口の鍵を淀川区委員会が管理したことが認められるところ、異議申出人において、期日前投票期間中の投票箱と一の鍵、他の鍵及び投函口の鍵につき、淀川区委員会の管理において実際にどのような不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められないことから、異議申出人の主張は採用できない。

また、異議申出人は投票箱受領・施錠点検書の様式上期日前投票箱の履歴を書面上反映する構造になっていないこと及び期日前投票期間中の仕様書等の記録及び保管場所の防犯カメラが存在しないことについて不服を主張するが、いずれも公選法上作成又は設置が義務付けられているものではなく、異議申出人において、投票箱受領・施錠点検書の様式が期日前投票箱の履歴を書面上反映する構造になっていないことや期日前投票期間中の仕様書等の記録及び保管場所の防犯カメラが存在しないことにより、実際にどのような不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められないことから、異議申出人の主張は採用できない。

(2) 異議申出人は、大阪5区の各選挙管理委員会において、投票箱の送致に係る契約形態が統一されていないことが違法である旨主張する。

投票箱の開票管理者への送致の公正さは、①投票管理者が投票箱の蓋を閉じ施錠した上、一の鍵は投票箱を送致すべき投票立会人が保管し、他の鍵は投票管理者が保管すること、②投票管理者は投票立会人とともに投票箱等を開票管理者に送致しなければなら

ないことにより担保されており、③開票管理者は送致目録によって投票箱等が適正に送致されたことを確認している。また、公選法第 55 条には送致方法につき定めがないところ、同条は閉鎖した投票箱及びその内容に送致の途中異変を生ずるがごとき事故の発生を未然に防止せんがために特に送致方法を鄭重にしたものに他ならないとされている（仙台高等裁判所昭和 30 年 2 月 26 日判決）。

本件選挙において、当委員会は本件通知により、投票事務を担う各市町村委員会に対し、事務処理要領第 1 集 投票（以下「投票要領」という。）に基づいて投票手続を執行するよう通知している。そして、当委員会は投票要領により、①一の鍵は投票箱を送致する投票立会人が、他の鍵は投票管理者がそれぞれ別に保管すること、②投票箱等は、投票管理者が投票立会人とともに選挙の当日、開票管理者に送致しなければならないことを定めている。そして、前述の開票要領により、③開票管理者は投票箱、投票箱の鍵を送致目録と照合して点検することを定めている。また、本件選挙の全ての開票録に、開票管理者の署名がなされていることに鑑みると、本件選挙の大阪市内を含む全ての投票所において、投票手続は投票要領に従って行われたことがうかがえることから、本件選挙において投票箱等が適正に送致されたことが開票管理者において確認されたと認められる。加えて、異議申出人から、各市町村委員会が投票要領に従わずに投票手続を行った具体的な事実が主張されていない以上、本件選挙において投票箱の開票管理者への送致に瑕疵があることを疑うべき事情は見当たらない。

異議申出人は、本件選挙において、投票箱の搬送管理が同一の大阪市の指揮下にある大阪市内各区の裁量にゆだねられることについて、選挙の公正の確保において構造的に問題がある旨主張する。しかしながら、異議申出人は大阪 5 区の投票箱送致に係る契約形態の差異を指摘するにとどまり、当該差異により本件選挙における大阪市内の投票所からの投票箱の送致が、閉鎖した投票箱及びその内容への送致中の事故の発生を防止できないものとするべき具体的な事実の主張がないことから、異議申出人の主張は採用できない。

- (3) 異議申出人は、淀川区委員会の送致目録の記載に誤りがあること及び東淀川区委員会の投票録の記載に訂正した痕跡があることが違法である旨主張する。

公選法第 54 条の規定により、投票管理者が投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名するところ、投票録は単に投票に関する事実を証明するため作成する記録たるに過ぎないものであり、これらの記録が法定の形式を具備せず、作成または記載に不備、脱漏その他の違法があっても、それは当該投票録の瑕疵にとどまり、本件選挙の無効原因となすことはできないものとされている（名古屋高等裁判所金沢支所昭和 34 年 10 月 24 日判決）。また、期日前投票における送致目録は、公選法第 48 条の 2 第 5 項により読み替える同法第 55 条の規定により、投票箱、投票録及び選挙人名簿の抄本を、施行令第 49 条の 11 の規定により一の鍵及び他の鍵を、同第 65 条の規定により投票所の閉鎖時刻後送致を受けた不在者投票を、投票管理者及び投票立会人が開票管理者に送致する際に、便宜上作成する書類であり、投票録と同様、その記載に不備があっても、当該送致目録の瑕疵にとどまり、選挙の無効原因とならないと言うべきである。

異議申出人提出の大阪市淀川区の投票所における送致目録及び淀川区委員会からの情報開示に係る回答書によれば、送致目録上「他のかぎ 2 個入×5 袋」との記載が、正しくは「他のかぎ 1 個入 5 袋」と「投函口のかぎ 1 個入 5 袋」であり、期日前投票録の部数は、送致目録上 58 部との記載が、正しくは 47 部であることが認められる。また、異議申出人提出の大阪市東淀川区の投票録によれば、本件選挙に係る当該投票録のうち期日前投票所（令和 8 年 2 月 5 日東淀川区役所出張所 3 階多目的室分）、啓発投票区、西淡路

投票区、淡路投票区、淡路本町投票区、柴島投票区、東淡路投票区、菅原投票区、下新庄投票区、上新庄投票区、豊里西投票区、大道南投票区、大桐投票区、大隅西投票区、井高野投票区及び東井高野投票区において作成されたものについて、訂正した痕跡が認められる。

しかし、送致目録の記載誤りや投票録の訂正があったとしても、本件選挙の無効原因とすることはできないため、異議申出人の主張は失当である。

(4) 以上のことから、異議申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、異議申出人の主張は、理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年5月27日

大阪府選挙管理委員会  
委員長 新田谷 修司

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。